

高速道路会社の業務点検について
(自己点検の実施及び報告の依頼)

1. 基本的事項

- ・日本道路公団等民営化関係法施行法附則の規定に基づき、「日本道路公団等民営化関係法の施行の状況」について点検を行うため、まずは高速道路会社及び高速道路機構において自己点検を実施し、第三者委員会へ報告する。

2. 依頼事項(自己点検の実施及び報告の内容)

- ・各会社における民営化以降の取組について、～ の項目ごとに自己点検を行った上で、これまでの成果と今後の課題についてとりまとめ、報告する。

<項目>

経営全般(子会社を含む)

高速道路事業の取組状況

関連事業の取組状況

- ・自己点検の結果、効率化や利用者サービスの向上に資する提案があれば、併せて報告する。
- ・報告の際には、別添の資料も含め、参考となる必要な資料を提出する。

3. 留意事項

- ・業務点検の趣旨を踏まえ、民営化以降の会社業務全般を総括した上、主要事項について自己点検し報告すること。
- ・民営化の経緯や目的に照らして、必要な事項は自己点検を行い、第三者委員会への報告に適切に盛り込むこと。

提出資料

- 1 . 経営全般の状況（子会社を含む）
 - ・ 経営状況（高速道路事業、関連事業）
 - ・ 入札契約関係（特に発注関係の透明性）
 - ・ 社員の状況（社員数、人件費など）
 - ・ 利用者の声の反映状況 等

- 2 . 高速道路事業の取組状況
 - ・ 予算の推移（建設費、計画管理費など）
 - ・ 開通年度の達成状況、管理延長の推移
 - ・ 道路管理の取組
 - ・ コスト縮減、技術開発の取組
 - ・ 企画割引などの取組 等

- 3 . 関連事業の取組状況
 - ・ 経営状況
 - ・ S A ・ P A 等の利用者サービスの取組 等

- 4 . その他
 - ・ 海外関係の取組
 - ・ 国、機構との関係で特に提案したい事項 等

高速道路機構の業務点検について
(自己点検の実施及び報告の依頼)

1. 基本的事項

- ・日本道路公団等民営化関係法施行法附則の規定に基づき、「日本道路公団等民営化関係法の施行の状況」について点検を行うため、まずは高速道路機構及び高速道路会社において自己点検を実施し、第三者委員会へ報告する。

2. 依頼事項(自己点検の実施及び報告の内容)

- ・高速道路機構における民営化以降の取組について、～の項目ごとに自己点検を行った上で、これまでの成果と今後の課題についてとりまとめ、報告する。

<項目>

組織運営全般

高速道路事業の取組状況

- ・自己点検の結果、効率化や利用者サービスの向上に資する提案があれば、併せて報告する。
- ・報告の際には、別添の資料も含め、参考となる必要な資料を提出する。

3. 留意事項

- ・業務点検の趣旨を踏まえ、民営化以降の機構業務全般を総括した上、主要事項について自己点検し報告すること。
- ・民営化の経緯や目的に照らして、必要な事項は自己点検を行い、第三者委員会への報告に適切に盛り込むこと。

提出資料

1．組織運営全般の状況

- ・入札契約関係（特に発注関係の透明性）
- ・職員の状況（職員数、人件費など） 等

2．業務の取組状況

- ・建設債務の状況
- ・収入の状況（貸付料、連結料、占用料など）
- ・権限代行の取組状況（占用許可、特車通行許可、車両制限令違反の取締 等）
- ・コスト縮減の取組 等

3．その他

- ・国、会社との関係で特に提案したい事項 等